

税理士・職員等のための災害割増特約付団体定期保険

日本税理士共済会の 税理士**団体保障**

— 募集のご案内 —

● 弔慰金(死亡保険金)・高度障害保険金

病気死亡(高度障害)時 **最高4,000万円保障**災害死亡(高度障害)時 **最高6,000万円保障**

(病気死亡時の5割増の保障)

		申込締切日	責任開始期
	第1期	2025年 5月 9日(金) 必着	2025年 8月 5日
中途 加入	第2期	2025年 9月 10日(水) 必着	2025年 11月 5日
	第3期	2025年 12月 10日(水) 必着	2026年 2月 5日
	第4期	2026年 3月 10日(火) 必着	2026年 5月 5日

新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。(詳細は「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。)

● 個人単位でご加入いただけます。

● 保険期間は1年間(2025年8月5日～2026年8月4日)

毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます。

中途加入の場合、本年度の保険終期は2026年8月4日です。

次年度更新以降の保険期間は1年間となります。

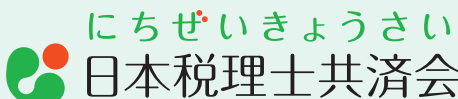
● 「配分金」(配当金) 払戻し

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお支払いします。

配当金はご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

- 申込方法 同封の「団体保障」申込書に必要事項ご記入のうえ、共済会宛にお送りください。
■ 申込書提出先 日本税理士共済会

お申し込み／お問い合わせは



〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

制度の内容と取扱い

● 新規にご加入いただける方

税理士：日本税理士共済会会則第5条（*1）の第1号に該当する税理士で、健康で正常に業務に従事されている2025年8月5日現在18歳以上70歳以下（昭和30年2月6日以降生まれ）の方。

職員等：日本税理士共済会会則第5条（*1）の第2号・第3号に該当する、税理士の配偶者（専従者）、税理士事務所・税理士法人（注）の職員等で、健康で正常に業務に従事されている2025年8月5日現在18歳以上70歳以下（昭和30年2月6日以降生まれ）の方。

（注）税理士事務所・税理士法人には、それぞれ税理士が主宰する会計法人を含みます。

※但し継続すれば80歳（更新時）まで更新できます（但し、死亡保険金額1,000万円を上限とします）。

※日本税理士共済会会則第7条（*2）に定める会員資格を失った場合は当制度から脱退していただきます。

日本税理士共済会 会則より抜粋

*1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士
 2. 税理士の配偶者及び使用人等並びに税理士法人の使用人
 3. 日本税理士会連合会、各税理士会、税理士関連団体、及びその使用人
- 第5条の2（省略）

*2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有しない。

1. 死亡したとき
2. 第5条又は第5条の2に規定する者でなくなったとき
3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて滞納したとき
4. 本会に退会の届出をしたとき

※ご加入時の健康診断はいたしません、健康状態について告知していただきます。

病気のため入院または加療中の方は、新規のご加入はできません。万一、病氣中のご加入により事故があった場合、お支払いできません。

● 責任開始期（加入日）・保険期間

- ・責任開始期は2025年8月5日、中途加入は第2期2025年11月5日、第3期2026年2月5日、第4期2026年5月5日です。
- ・保険期間は2025年8月5日から2026年8月4日までの1年間です。特にお申し出のない限り、80歳以下まで毎年自動的に更新します。
- ・80歳を超えた方は保険期間満了の日をもって脱退となります。

※契約更新者は、ご加入後にお体を悪くされても、更新直前の保険金額と同額以下で更新できます。

● 中途加入・脱退

- ・契約更新は年1回（8月5日）、中途加入は年3回可能です。（下表ご参照ください）
- ・日本税理士共済会会則第7条（*2）により共済会会員資格を喪失した方は脱退となります。
- ・職員の退職の場合は、保険期間の途中でも脱退することができます。（別途手続きが必要です）

※脱退すると保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障は継続します。

	申込締切日	責任開始期（各日午前零時）	終期	
第1期	2025年5月9日	2025年8月5日	2026年 8月4日 (午後12時) *毎年更新	
中途加入	第2期	2025年9月10日		2025年11月5日
	第3期	2025年12月10日		2026年2月5日
	第4期	2026年3月10日		2026年5月5日

*第2・3・4期は中途加入扱いとなり、保険期間の終期はすべて2026年8月4日となります。

● ご加入後のスケジュール（保険期間は2025年8月5日から2026年8月4日までの1年間です。）

2025年/	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年/	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(年一回のみ、お送りしております)	振替案内の発送 7/23(水) 負担金の自動振替			被保険者票の発送 10/23(木) 負担金の自動振替	(希望者のみ、お送りしております) 控除証明書の発送		1/23(金) 負担金の自動振替				更新書類の発送 4/23(木) 負担金の自動振替		
												更新書類受付期間	
	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; background-color: #e91e63; color: white;"> 保険金額等の契約内容の変更は、この時期に！ (5/8(金)締切) </div>												

● 配分金（配当金）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

*配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

● 加入方法（申込書記入方法）

同封の「団体保障」申込書の太枠部分 **1**～**8** に必要事項をご記入・押印のうえ、当会へご提出ください。

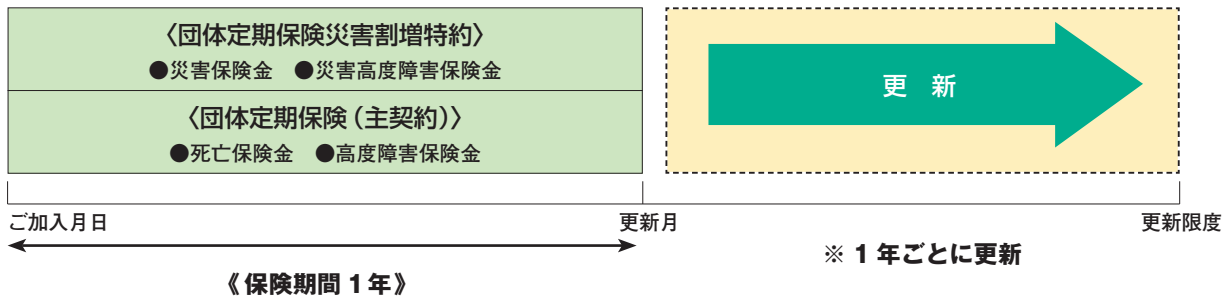
4 追加告知欄は、その下の告知欄の告知事項 1・2・3 いずれにも該当しない場合（いいえ）は、ご記入不要です。

告知事項に一つでも該当する場合（はい）は、**4** 追加告知「① 該当する」を○で囲み、ご提出ください。当会確認後、別紙被保険者告知書をお送りしますので、詳細ご記入のうえご返送ください。

〈お願い〉 事業主が契約した保険金の支払をめぐる、事業主と従業員のご遺族の間で紛争となる事例が散見されております。

ご加入内容につきましてご加入者（被保険者）のご承認を得たうえでお申し込みくださいますようお願いいたします。

〈仕組図〉



保障内容と負担金

● 弔慰金（死亡保険金）の種類

4,000万円／3,500万円／3,000万円／2,500万円／2,000万円／1,500万円／1,000万円／500万円／300万円／200万円／130万円

※ 4,000万円および3,500万円のご加入者が更新時66歳になったときは、3,000万円になります。

※ 3,000万円・2,500万円・2,000万円・1,500万円のご加入者が更新時に71歳になったときは、1,000万円となります。

● 支払事由

- ・死亡保険金：保険期間中に死亡した場合に弔慰金（死亡保険金）をお支払いします。死亡保険金受取人は申込書にて指定できます。
- ・高度障害保険金：責任開始期以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合に高度障害保険金をお支払いします。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・災害保険金：保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（注）により死亡したとき災害保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・災害高度障害保険金：保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症（注）により所定の高度障害状態に該当したとき、災害高度障害保険金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。

注）コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り。）

※新型コロナウイルス感染症は5類感染症のため所定の感染症には該当しません。

※保険金をお支払いできない場合があります。詳細は7頁の「その他のご案内」をご覧ください。

● 払込方法（3頁の負担金表の金額を年4回口座より振替いたします）

- 年4回（7月・10月・1月・4月各月の23日 営業休日の場合翌営業日）ご指定口座からの自動振替払いとなります。加入申込書受付後「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をお送りいたします。（振替口座は加入者本人・事業主・法人いずれも可）
- 払い込んだ負担金はお返しできません。
- ご加入者には領収書は発行しませんが、契約更新後（毎年10月頃）に、「被保険者票」をお送りします。（中途加入者には、加入日の前後にお送りします。）
- 現金・小切手による直接払込は、事務処理の都合上ご遠慮願います。
- 年1回、毎年7月の初回振替前に「振替のご案内」をお送りします。（中途加入者には、加入日前月の初回振替前にお送りします。）

【負担金表】

※負担金表の金額は概算です。正規負担金は申込締切後算出し、初回から適用します。
 ※負担金表の金額は3ヶ月分です。

男性

負担金(3ヶ月払)

(単位：円)

該当年齢にご注意ください。

年齢層			～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～80歳
弔慰金(死亡保険金)		生年月日	平成2年2月6日～	昭和60年2月6日～	昭和55年2月6日～	昭和50年2月6日～	昭和45年2月6日～	昭和40年2月6日～	昭和35年2月6日～	昭和30年2月6日～	昭和20年2月6日～
病気死亡	災害死亡	年齢制限	～	平成2年2月5日～	昭和60年2月5日～	昭和55年2月5日～	昭和50年2月5日～	昭和45年2月5日～	昭和40年2月5日～	昭和35年2月5日～	昭和30年2月5日～
4,000万円	6,000万円	65歳まで	20,520	23,640	28,720	37,160	49,880	67,920	115,160		
3,500万円	5,250万円	65歳まで	17,955	20,685	25,130	32,515	43,645	59,430	100,765		
3,000万円	4,500万円	70歳まで	15,390	17,730	21,540	27,870	37,410	50,940	86,370	123,000	
2,500万円	3,750万円	70歳まで	12,825	14,775	17,950	23,225	31,175	42,450	71,975	102,500	
2,000万円	3,000万円	70歳まで	10,260	11,820	14,360	18,580	24,940	33,960	57,580	82,000	
1,500万円	2,250万円	70歳まで	7,695	8,865	10,770	13,935	18,705	25,470	43,185	61,500	
1,000万円	1,500万円	80歳まで	5,130	5,910	7,180	9,290	12,470	16,980	28,790	41,000	61,180
500万円	750万円	80歳まで	2,565	2,955	3,590	4,645	6,235	8,490	14,395	20,500	30,590
300万円	450万円	80歳まで	1,539	1,773	2,154	2,787	3,741	5,094	8,637	12,300	18,354
200万円	300万円	80歳まで	1,026	1,182	1,436	1,858	2,494	3,396	5,758	8,200	12,236
130万円	195万円	80歳まで	667	768	933	1,207	1,621	2,207	3,742	5,330	7,953

※赤枠内は、ご継続の方のみの負担金額となります。

女性

負担金(3ヶ月払)

(単位：円)

該当年齢にご注意ください。

年齢層			～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～80歳
弔慰金(死亡保険金)		生年月日	平成2年2月6日～	昭和60年2月6日～	昭和55年2月6日～	昭和50年2月6日～	昭和45年2月6日～	昭和40年2月6日～	昭和35年2月6日～	昭和30年2月6日～	昭和20年2月6日～
病気死亡	災害死亡	年齢制限	～	平成2年2月5日～	昭和60年2月5日～	昭和55年2月5日～	昭和50年2月5日～	昭和45年2月5日～	昭和40年2月5日～	昭和35年2月5日～	昭和30年2月5日～
4,000万円	6,000万円	65歳まで	15,820	20,700	23,420	29,620	36,980	44,580	76,660		
3,500万円	5,250万円	65歳まで	13,843	18,113	20,493	25,918	32,358	39,008	67,078		
3,000万円	4,500万円	70歳まで	11,865	15,525	17,565	22,215	27,735	33,435	57,495	81,255	
2,500万円	3,750万円	70歳まで	9,888	12,938	14,638	18,513	23,113	27,863	47,913	67,713	
2,000万円	3,000万円	70歳まで	7,910	10,350	11,710	14,810	18,490	22,290	38,330	54,170	
1,500万円	2,250万円	70歳まで	5,933	7,763	8,783	11,108	13,868	16,718	28,748	40,628	
1,000万円	1,500万円	80歳まで	3,955	5,175	5,855	7,405	9,245	11,145	19,165	27,085	61,015
500万円	750万円	80歳まで	1,978	2,588	2,928	3,703	4,623	5,573	9,583	13,543	30,508
300万円	450万円	80歳まで	1,187	1,553	1,757	2,222	2,774	3,344	5,750	8,126	18,305
200万円	300万円	80歳まで	791	1,035	1,171	1,481	1,849	2,229	3,833	5,417	12,203
130万円	195万円	80歳まで	514	673	761	963	1,202	1,449	2,492	3,521	7,932

※赤枠内は、ご継続の方のみの負担金額となります。

● 保険金額の上限について



60歳まで

生年月日が
昭和40年2月6日
以降の方

上限 4,000万円まで新規加入・増減額が可能です

※既にご加入の方は65歳まで4,000万円以下でのご継続が可能です。
※61歳以上の方の4,000万円、3,500万円への新規加入・増額はお取り扱いできません。



61歳～
65歳まで

生年月日が
昭和35年2月6日～
昭和40年2月5日までの方

上限 3,000万円まで新規加入・増減額が可能です

※既にご加入の方は70歳まで3,000万円以下でのご継続が可能です。
※66歳以上の方の3,000万円、2,500万円への新規加入・増額はお取り扱いできません。



66歳～
70歳まで

生年月日が
昭和30年2月6日～
昭和35年2月5日までの方

上限 2,000万円まで新規加入・増減額が可能です

※既にご加入の71歳以上の方は1,000万円が上限金額となります。

※71歳以上の方の新規加入・増額はお取り扱いできません



(きょうこ)

【注意事項】

- 3頁に記載の負担金は概算です。正規負担金は申込締切後算出し、初回から適用します。
- この負担金は加入時の金額で、継続のときは更新時の年齢区分により異なります。
- 赤枠内の数字は継続の場合です。同額以下で継続する場合のみお取り扱いいたします。
- 記載の負担金には、死亡保険金額100万円あたり180円(3ヶ月分)の制度運営費が含まれています。
- 記載の負担金には、災害保険金額100万円あたり男性122円、女性89円(3ヶ月分)の災害割増特約部分の保険料が含まれています。
- 法人または税理士(事務所)がその職員を本制度に加入させる場合、該当者の同意・記名・押印が必要となります。
- 保険金を法人または税理士(事務所)が受取る場合、保険金請求に際しては被保険者の遺族の了解が、その他支払請求に際しては被保険者の了解が必要となります。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。
- 71歳以上の方の新規加入・増額はお取り扱いできません。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しましては、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続き願います。

ご確認事項

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を目的とする生命保険です。

「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、負担金、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルは
こちら



※当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。
※当パンフレットでは、特に記載のない限り保険年齢を使用しています。保険年齢とは、2025年8月5日を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヶ月を超えるものは切り上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てます。

特に重要なお知らせ（契約概要） 団体定期保険

- この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、5・6頁の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

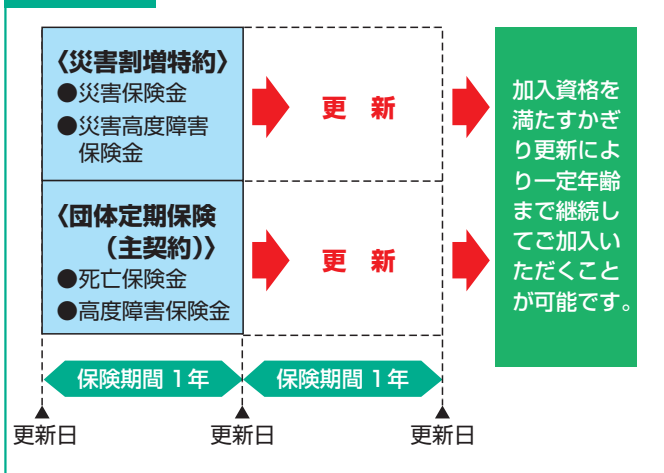
1. 商品名称

災害割増特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、負担金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です(中途加入の場合は、次の更新日の前日までです)。
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金をお支払いする主な事由

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

【災害割増特約部分】

保険金をお支払いする主な事由は、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内でかつ保険期間中」に次の状態に該当した場合です。

災害保険金	死亡した場合
災害高度障害保険金	所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

※責任開始期以後発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合または高度障害状態に該当した場合もお支払い対象となります。

5. 負担金について

負担金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。

負担金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

6頁の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

9. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けられる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社についてはパンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

【事務幹事会社】

大樹生命保険株式会社

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

- この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、5頁の「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なこと
がらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。
告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管
してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有るのままを告知して ください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただく
ことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があり
ます。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障し
あう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件
に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申
込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態
等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実
をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただ いても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約
者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知
していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保
険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするもの はありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込
者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた
引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によ
っては引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してく
ださい。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただきます、保 険金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらに
ついて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、
事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除
することがあります。解除した場合には、保険金をお支払いできません。
また、すでに払い込まれた負担金は返金されません。なお、上記の場合
以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。
例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて
高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」
等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由と
して、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による
解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、
取消しとなった場合にはすでに払い込まれた負担金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もあ
りますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社か
ご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入(増額)日」
から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等)
を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始
させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 返戻金について

5頁の「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

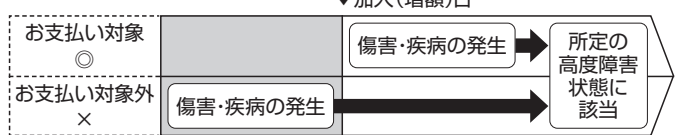
5. 保険金をお支払いできない主な事由について

○保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パン
フレットの該当箇所をご参照ください。

- * 加入(増額)日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
- * 戦争その他の変乱によるとき
- * 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
によるとき
- * 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険
契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- * 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目
的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しま
たは無効とされたとき
- * 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目
的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力
に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約また
はその被保険者に対する部分が解除されたとき

* (災害)高度障害保険金・災害保険金については、原因となる傷害・
疾病が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等
について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

【高度障害保険金の場合】



○特約の保険金については、上記に加え、以下の事由も対象となります。

- * 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- * 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- * 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に
生じた事故によるとき
- * 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転を
している間に生じた事故によるとき
- * 被保険者の犯罪行為によるとき
- * 地震・噴火または津波によるとき

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入してい
ます。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に
陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が
図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額等が削
減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構ま
でお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した
保険金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いしま
す。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、
同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に
関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせ
ください。

○保険金のお支払いに関するお手続きについて

- ・保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありま
すので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能
性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、
すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお
支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記
載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によつて
は、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありま
すので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約
者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先] 日本税理士共済会 03-5740-0321

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社
連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]
大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)
生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・
FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情
をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話に
てお受けしております。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡
し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等
と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決
機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正
当な利益の保護を図っております。

その他のごあんない

● 税務関係

- (1) 負担金は、配当金、制度運営費および災害割増特約分の保険料を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。※ 1
- (2) 税理士事務所・税理士法人の従業員全員が加入され、事務所（事業主）が負担金を支払う場合は、福利厚生費として全額損金（必要経費）に算入できます。但し、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる負担金を支払う場合、従業員全員が加入されない場合、および従業員が個人で負担金を支払う場合は、必要経費とはなりません。※ 2
- (3) 弔慰金（死亡保険金・災害保険金）は、受取人が本人の法定相続人のとき、みなし相続財産として「500万円×法定相続人数」まで非課税です。※ 3
- (4) 受取人が税理士（雇用主）・税理士事務所・税理士法人等の場合は、経理上一旦益金（または事業所得の収入金額）として計上し、従業員の遺族に退職金・弔慰金として支給する際に、支給する金額が社会通念上妥当な金額であれば、原則、損金（または必要経費）に算入できます。※ 4
- (5) 被保険者が受け取る（災害）高度障害保険金は、非課税です。※ 5

※ 1… 所得税法第 76 条 ※ 2… 法人税基本通達 9-3-5、9-3-6 の 2、昭和 47 年所得税個別通達直審 3-7 ※ 3… 相続税法第 3 条、第 12 条
※ 4… 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4(1)-10、法人税法第 34 条 ※ 5… 所得税法施行令第 30 条

※ 2024年12月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署・国税局へご確認ください。

● 『所定の高度障害状態』とは次の状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

● 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には免責または解除等となり、保険金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。増額された場合は、増額部分にも適用されます。

- (1) 被保険者が加入（増額）日（責任開始期）以降 1 年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、または高度障害状態にさせたとき
- (3) 被保険者が戦争またはその他の変乱によって死亡、または高度障害状態となったとき（注）
- (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
- (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (6) （災害）高度障害保険金・死亡保険金・災害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

特約の保険金については、上記に加え、以下の事由も対象になります。

- (9) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (10) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (11) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (12) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (13) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (14) 地震・噴火または津波によるとき
- （注）該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

● この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。（生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>）

● 個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が、生命保険会社と締結する災害割増特約付団体定期保険により運営されます。

当パンフレットに記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記問い合わせ先までお尋ねください。

【問い合わせ先】日本税理士共済会 事務局 TEL 03-5740-0321

		(引受割合)	
【引受保険会社】	大樹生命保険株式会社	45.0%	〔事務幹事〕
	太陽生命保険株式会社	36.9%	
	明治安田生命保険相互会社	18.1%	

* 上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

* 引受保険会社および引受割合は 2025 年 1 月 1 日現在のものであり、今後変更することがあります。

【保険会社窓口】 大樹生命保険株式会社 公共・広域法人営業部 TEL 03-6831-8840